

令和5年1月25日
中村河川国道事務所

河川愛護モニターの募集について

～四万十川・中筋川・後川について、あなたが気づいたことを教えて下さい～

国土交通省中村河川国道事務所では、河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に協力してもらうことを目的に河川愛護モニターを募集します。

【活動内容】

ごみ等の投棄を発見した場合や河川の流水や施設等について異常を発見した場合などに中村河川国道事務所に伝えてもらいます。

【応募資格】

満20歳以上で、河川愛護に関心を持ち活動範囲の近隣(おおむね5km以内)に居住する方(活動範囲は別紙2参照)

【募集人員】

各活動範囲毎に1名(応募者多数の場合は選考)

【任 期】

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間)

【応募方法】

別紙3 応募用紙に記入いただくか又は、下記必要事項を記入の上、官製はがき、ファックス又はEメールにて、3月3日(金)までに送付して下さい。

【必要事項】

- ・活動範囲(①から⑩の数字で記入してください。第3希望まで記載してください。)
- ・氏名(ふりがな)、生年月日、性別、住所、電話番号、職業
- ・応募理由や河川に対する思いを100字程度にまとめて記述して下さい。

※詳細は別紙1及び別紙2をご確認ください。

※ 本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所

電話(0880)34-7301(代表)

副所長(河川) 岡林 福好(内線204)

◎河川管理課長 小原 一幸(内線331)

◎主な問い合わせ先

令和5年度 河川愛護モニター応募要綱

国土交通省中村河川国道事務所では、沿川住民の方々のご協力のもとで四万十川・後川・中筋川についての河川に関する地域の要望を十分に把握し、住民の方々との連携をさらに進め、そして、河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に協力してもらうことを目的に河川愛護モニターを以下のように公募致します。

1. 活動内容

モニターは、担当区域の河川において、日常生活で知り得た情報で次の各号に該当すると認められる場合に、その状況を河川管理者へ伝えることが主な活動となります。そのため、河川巡視を行ったり、ゴミ投棄等の不法行為者に対して直接注意や是正指示を行う必要はありません。また、河川愛護月間中などに、河川管理者とともに余暇時間等を利用して地域住民に河川愛護思想の普及啓発に努めていただきます。

- 1) 地域住民から河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望等を認めた場合。
- 2) 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- 3) ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した場合。
- 4) 上記のほか、特に河川管理者に連絡することが必要と認められた場合。

2. 活動範囲

別図に示す四万十川・後川・中筋川の①から⑩の各区間。なお、①については、四万十川右岸に加え中筋川左右両岸が範囲に含まれます。また、③④は中筋川左右両岸が範囲となります。

3. 応募資格

満20歳以上の方で、河川愛護に関心を持ち活動範囲の近隣（おおむね5km以内）に居住する方

4. 募集人員

各活動範囲毎に1名（応募者多数の場合は選考）

5. 任期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

6. 手当

月額 2,800円（交通通信費を含む）

7. 応募方法

官製はがき、ファックス又はEメールに下記（イ）～（へ）の各事項を記入の上、令和5年3月3日（金）までに送付して下さい。

（イ）活動範囲（①から⑩の数字で記入してください。第3希望まで記載してください。）

第1希望：

第2希望：

第3希望：

（ロ）氏名（ふりがな）

（ハ）生年月日、性別

（ニ）住所、電話番号

（ホ）職業

（へ）応募理由や河川に対する思いを100字程度にまとめ記述して下さい。

8. 選考方法

1) 所要の人数以上に応募があった場合には公正に選考します。

2) 選考結果は郵便にて応募者に通知します。

9. 申し込み・問い合わせ先

〒787-0015 高知県四万十市右山2033-14

国土交通省中村河川国道事務所 河川管理課 北尾

電話番号(0880)34-7309 ファックス番号(0880)34-2674

Eメールアドレス 河川管理課 受付 <skr-nakama52@mlit.go.jp>

